

公有財産（不用金属類）売却実施要領

1. 目的

八頭町公共下水道郡家浄化センター曝気機更新工事により発生した不用金属類について、町の財産収入を図るため、公有財産の売却を行う。

2. 売却物件名及び仕様

別添「不用金属類発生物件リスト」による

※必要に応じて物件確認可。ただし、事前に上下水道課と確認日を調整すること。

3. 最低売却価格

1, 5 5 1, 0 0 0 円/一式（税込み）

4. 募集期間

令和7年2月13日（木）～令和7年2月19日（水）午後5時

5. 告知方法

八頭町ホームページ

6. 応募条件

鳥取県東部地域において、金属取扱業及び産業廃棄物処理業の許可を得ている事業者

7. 申し込み並びに契約

八頭町上下水道課及び八頭町ホームページ上に掲載した別紙「公有財産買受申込書」に、必要事項を記入のうえ、応募条件を証する書類（許可書の写し）を同封し、上下水道課まで提出すること。募集期間内に申し込みをされた者のうちから、最も高い購入額を提示された方と売買契約を締結する。

なお、申込書は封書にし、表面に物件名「公有財産（不用金属類）」、申込者住所、申込者名（法人）を記載し、期日までに提出すること。

8. 提出先

〒680-0493 鳥取県八頭郡八頭町船岡 539

八頭町役場船岡庁舎 上下水道課 電 話：0858-72-3973 郵送不可

9. 引き渡し条件

- （1）引き渡し場所は、八頭郡八頭町福本 180 番地 郡家浄化センターとする。
- （2）引き渡し場所からの積込・運搬費等輸送にかかる費用は、買受人にて負担すること。
- （3）引き渡し後のクレーム等、町は一切受け付けない。